

## (介護予防) 訪問リハビリテーション 小川病院 運営規程

第1条 医療法人緑会が開設する小川病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る。
- 2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : 小川病院
- (2) 所在地 : 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 99 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

従業者の職種及び員数

理学療法士 2.4 名 (常勤 2.4 名 非常勤 0 名)

作業療法士 0.5 名 (常勤 0.5 名 非常勤 0 名)

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪

問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じて、利用料の1割又は2割とする。利用料、その他の費用の額は、別紙料金表のとおり。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて1kmにつき 0円 \*この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鳴門市の区域とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その

完結の日から5年間保存する。

- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(感染症対策について)

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(Web会議等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待に関する事項)

第12条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じること。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

第13条 当事業所は、身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じること。

- (1) 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(Web会議等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第14条 当事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより療法士等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画 BCP の策定に関する事項)

第15条 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人の病院が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

平成30年4月1日 改正

令和3年4月1日 改正

令和4年4月1日 改正

令和6年4月1日 改正

**重要事項説明書<訪問リハビリテーションサービス>**  
**<介護予防訪問リハビリテーションサービス>**

利用者様に対する訪問リハビリテーションサービスの提供にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 緑会 小川病院
主たる事務所の所在地	鳴門市撫養町斎田字北浜99番地
法人種別	医療法人
代表者名	小川 哲也
電話番号	088-686-2322

介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	小川病院 (3610210126)
介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている介護サービス及び介護予防サービスの種類	居宅介護支援、介護予防居宅介護支援 通所・介護予防通所リハビリテーション 訪問看護、介護予防訪問看護 訪問・介護予防訪問リハビリテーション

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	小川病院
指定番号	3610210126
所在地	鳴門市撫養町斎田字北浜99番地
電話番号	088-686-2322

3. 事業の目的と運営方針

第1条 医療法人緑会が開設する小川病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

### 第3条

1 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### 4. ご利用事業所の職員体制

理学療法士 2.4 名 (常勤 2.4 名 非常勤 0 名) (専任 2 名 兼任 0.4 名)

作業療法士 0.5 名 (常勤 0.5 名 非常勤 0 名) (専任 0 名 兼任 0.5 名)

勤務の体制：午前8時30分～午後5時30分

休暇：4週9休

#### 5. 運営規定の概要

事業所が、利用者様に提供するサービスは以下の通りです。

##### 1：提供するサービス

営業日：月～土 (定休日：日曜・祝日・年末年始)

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

※ 天候(台風・積雪)、災害、交通事故、感染症等により、訪問リハビリテーションの休止をお願いする場合があります。

・このサービスの提供にあたっては、利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、適切にサービスを提供します。

・サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあれば、担当職員にご遠慮なく質問してください。

・サービスの提供にあたっては、別紙訪問リハビリテーション計画書に基づき、利用者様の病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。

・介護予防・訪問リハビリテーションサービスの提供開始に際しては、主治医の指示に従います。

## 2：職員について

- ・職員は、常に職員証を携帯していますので、必要な場合は提示をお求め下さい。
- ・担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、代理職員がいないなどの正当な理由がない限り、申し出に応じます。
- ・担当職員が出張等により欠勤した場合、代理職員に変更させていただくことがあります。
- ・担当職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当職員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者様の了解を得ます。

## 3：利用料

### ・介護予防訪問リハビリテーション

介護予防リハビリテーション費 298単位 1回（20分）につき

#### 【加算】

サービス提供体制強化加算Ⅰ 6単位/回

利用開始日の属する月から12月超（単位/回） -30単位/回

### ・訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション費 308単位 1回（20分）につき

#### 【加算】

サービス提供体制強化加算Ⅰ 6単位/回

短期集中リハビリテーション※1実施加算 200単位/日（40分以上）

退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内

認知症短期集中リハビリテーション※2実施加算 240単位/日

退院・退所日又は訪問開始日から3ヶ月以内

リハビリテーションマネジメント加算（A）Ⅰ 180単位/月

※1※2集中的な訪問リハビリテーションとは1週に概ね2回以上実施する場合に算定します。

## 4：その他

- ・利用者様のご利用になるサービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じて、利用料の1割～3割をお支払いいただきます。
- ・事業者は、利用者様に対し、翌月10日以降に、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付してお渡しします。

・毎月の利用料は、口座振替または現金によるお支払いをお願いいたします。（他のお支払い方法をご希望の方はお申し出下さい。）

・保険給付の請求のための証明書の交付書が必要な場合は、お申し出下さい。

・交通費は必要ありません。

## 6. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、鳴門市の区域となります。

## 7. 相談・苦情処理

・事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

・事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

・小川病院 患者相談窓口

利用時間 平日 午前9時～午後6時

連絡先 電話 088-686-2322

担当者 院長、事務長

・小川病院訪問リハビリ 利用者様相談窓口

利用時間 平日 午前9時～午後5時

連絡先 電話 088-686-2322

担当者 伊勢 高也

・鳴門市役所 健康福祉部長寿介護課

利用時間 月～金 午前9時～午後5時

連絡先 電話 088-684-1347

面接 随時

・徳島県国民健康保険連合会 介護保険課

利用時間 月～金 午前9時～午後5時

連絡先 電話 088-666-0117

面接 随時

## 8. 事故発生時の対応

・事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

・事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

・事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

## 9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業所医師への連絡を行い、医師の指示に従います。

また利用者のあらかじめ指定した緊急連絡先に連絡いたします。

## 10. 感染症対策について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（Web 会議等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

・事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 11. 虐待に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じること。

・虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

・その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 12. 身体的拘束等に関する事項

事業所は、身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じること。

・事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（Web 会議等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

・事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

・事業所において、従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修及び訓練を定期的実施する。

### 13. ハラスメント対策

事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより療法士等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

### 14. 業務継続計画 BCP の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 15. 個人情報の保護

事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者様に対する訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって知り得た個人情報を漏らしません。また、従業員が退職後も、在職中に知り得た個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

当事業者は、利用者様の個人情報が含まれる記録物については、十分な注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

当事業者は、サービス担当者会議、緑会在宅部門会議及び鳴門市訪問看護訪問リハビリテーション災害対策協議会等で利用者様に関する個人情報を用いることがあります。

### 16. その他運営に関する重要事項

事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後 6ヶ月以内
- ・継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人の病院が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 4 年 4 月 1 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正